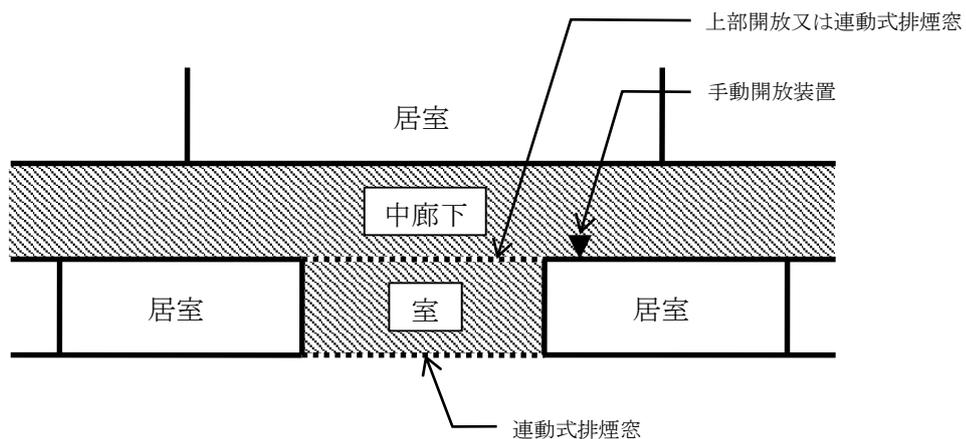


設 備	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準
	法第 35 条、令第 116 条の 2、令第 126 条の 2

中廊下の排煙計算

廊下に排煙が必要な建築物において、以下のような自然排煙計算の考え方ができる。

- (1) 火災発生の恐れが少ない便所・洗面所等の室で、中廊下との間の天井面に建具・たれ壁・ガラリ等の区画がない場所又は連動式排煙窓の設置があれば、中廊下+室で排煙計算をしてよい。
- (2) 手動開放装置を設置する場所は中廊下内とする。
- (3) 横引き風道（ダクト）等での自然排煙計算をしてはならない。



※ 連動式排煙窓は中廊下側の手動開放装置により、中廊下に面する排煙窓と屋外に面する排煙窓が同時に開放する構造とする

技術的助言等	
参考資料等	